

等 平成九年八月二十八日公布厚生省・通商産業省告示第三号（化学物質の審査に該及び製造
 の規制に関する法律の規定に基づき、化学物質を同法第四条（第一項物質の第三号に該及び製造
 と判定した件）

（原稿誤り）

七	上	終りから	三	2 - { 4 -	(2 - { 4 -
"	下		一	エチル} =	エチル} 混合物) =
"	"		二	溶脂性	脂溶性

一〇ページ上段七行目から一一行目まではこのとおりである。
 3536 - メタケウロニル - - メタケウロニルオキシボリ (n = 18 ~ 28) (オキシエ (6) - 2045
 チレン)・オクタデシル = アクリラート・2 - {ペルフルオロ[アルキル(C
 = 6, 8, 10, 12及び14)]} エチル = アクリラート共重合体